令和5年3月23日 法人規則第30号

国立大学法人筑波大学における研究インテグリティの確保に関する規則

(目的)

第1条 この法人規則は、国立大学法人筑波大学(以下「法人」という。)における研究インテグ リティを確保するために必要な事項を定め、もって法人の国際的に信頼性のある研究環境を構 築することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この法人規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。
  - (1) 研究インテグリティ 研究の国際化やオープン化に伴う新たなリスクに対して新たに確保が求められる、研究の健全性・公正性をいう。
  - (2) 研究者等 法人に雇用されて研究活動に従事している者並びに法人の施設及び設備を利用して研究に携わる全ての者をいう。

(学長の責務)

第3条 学長は、法人における研究インテグリティを確保するための体制を整備するものとする。

(研究者等の責務)

第4条 研究者等は、自らの研究活動の透明性を確保するとともに、説明責任を果たすため、必要な情報について所属機関等に開示を行うものとする。

(研究インテグリティ・マネジメント統括責任者)

第5条 法人に、研究インテグリティの確保に係るマネジメント(以下「研究インテグリティ・マネジメント」という。)に関する業務を統括させるため、研究インテグリティ・マネジメント統括責任者(以下「統括責任者」という。)を置き、研究を担当する副学長をもって充てる。

(研究インテグリティ・マネジメント会議)

第6条 法人に、研究インテグリティの確保に関する基本方針、戦略及び重要事項を審議するため、研究インテグリティ・マネジメント会議(以下「会議」という。)を置く。

(組織)

- 第7条 会議は、次に掲げる構成員で組織する。
  - (1) 統括責任者
  - (2) 産学連携を担当する副学長
  - (3) 学生を担当する副学長
  - (4) 国際を担当する副学長
  - (5) 財務を担当する副学長

- (6) 人事を担当する副学長
- (7) 利益相反・輸出管理マネジメント室長
- (8) その他統括責任者が指名する者 若干人

(議長等)

- 第8条 会議に議長を置き、前条第1号に掲げる構成員をもって充てる。
- 2 議長は、会議を主宰する。
- 3 議長に事故があるときは、あらかじめ議長の指名する構成員がその職務を代行する。

(任期)

- 第9条 第7条第8号の構成員の任期は、2年とする。ただし、任期の終期は、構成員となる日 の属する年度の翌年度の末日とする。
- 2 補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 前2項の構成員は、再任されることができる。

(議事)

- 第10条 会議は、構成員の過半数が出席しなければ、議事を開くことはできない。
- 2 会議の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(構成員以外の出席)

第11条 会議は、必要があると認めるときは、会議に構成員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(作業部会)

- 第12条 会議に、研究インテグリティの確保に関する情報収集、分析、提言等をさせるため、 作業部会を置くことができる。
- 2 作業部会に関し必要な事項は、別に定める。

(研究インテグリティ・マネジメント実務委員会)

- 第13条 会議に、次に掲げる事項を審議するため、研究インテグリティ・マネジメント実務委員会(以下「委員会」という。)を置く。
  - (1) 研究インテグリティに係る法人規則等の制定及び改廃の立案に関すること。
  - (2) 研究インテグリティの確保に係る要請等に関すること。
  - (3) 研究インテグリティ・マネジメントのための調査に関すること。
  - (4) 研究インテグリティの確保に係る教育研修に関すること。
  - (5) 会議が必要と認める事項
  - (6) その他研究インテグリティ・マネジメントに関すること。
- 2 委員会は、前項第5号の事項を審議した場合には、当該審議内容を会議に報告するものとする。

(組織)

第14条 委員会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 統括責任者
- (2) 国際局国際室の担当課長
- (3) 総務部組織·職員課長
- (4) 財務部財務企画課長
- (5) 学生部学生交流課長
- (6) 研究推進部研究企画課長
- (7) 産学連携部産学連携企画課長
- (8) 利益相反・輸出管理マネジメント室長
- (9) その他統括責任者が指名する者 若干人

## (委員会の委員長等)

- 第15条 委員会に委員長を置き、前条第1号に掲げる委員をもって充てる。
- 2 委員長は、委員会を主宰する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(任期)

- 第16条 第14条第9号の委員の任期は、2年とする。ただし、任期の終期は、委員となる日 の属する年度の翌年度の末日とする。
- 2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 前2項の委員は、再任されることができる。

(議事)

- 第17条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開くことはできない。
- 2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の出席)

第18条 委員会は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(相談窓口)

第19条 研究インテグリティの確保に関する相談等に対応するため、研究推進部研究企画課に 相談窓口を設置する。

(啓発)

第20条 法人は、所属する研究者等、事務職員、技術職員等に対し、研究インテグリティの確保及び技術・情報流出の危険性について啓発に努める。

(雑則)

第21条 この法人規則に定めるもののほか、研究インテグリティの確保に関し必要な事項は、 別に定める。

附則

この法人規則は、令和5年3月23日から施行する。